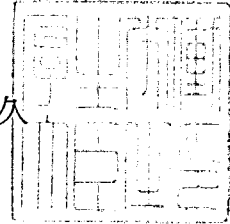


厚生労働省発食安第0913012号
平成17年9月13日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、平成17年8月30日府食第487号にて、内閣府食品安全委員会事務局評価課長より厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長あてにADI設定の検討を行う旨通知があったものです。また、資料については、平成17年8月5日17消安第4663号にて、農林水産大臣から貴職あて、食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

1. セファピリンベンザチン
2. セファピリンナトリウム

